

# 岐阜市地域福祉推進計画

手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる  
市民が主役のまちづくり



岐阜市  
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

# 岐阜市地域福祉推進計画

手をつなごう

誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる  
市民が主役のまちづくり

平成 27 年度 »» 平成 31 年度

## はじめに

---



豊かな長寿社会の基礎となる地域社会の安心を築いていくこと、充実した子育て環境をつくること、障がいのある人の生活や生活困窮者の自立を支援すること、災害に強いまちづくりをしていくこと等々は、今現在、そして将来を見据えて、着実に進めていかなければならない政策課題です。これらは、もとより行政だけで成し得るものではなく、市民一人ひとりがお互いさまの気持ちを持ち、相互に支え合うことを基礎としながら、市民と行政と共に取り組んでこそ実現できることです。

これまでも本市においては、平成 15 年度から「誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造」を目指して、第 1 期、第 2 期の地域福祉計画を策定し、市民と協働する様々な施策を実施してきたところです。

第 3 期計画となるこの計画においては、従来の施策を拡充し、市民の孤立不安・リスクの高まりに対応した市民相互の見守り・助け合いの関係づくり、地域における災害時の避難支援の体制づくり、福祉サービスと住民ボランティア組織等の協働による支援の充実等々の様々な課題に対し、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図っていくこととしました。

また、地域福祉を推進する上でのパートナーである岐阜市社会福祉協議会との連携を強化するため、従来は個別に策定してきた地域福祉計画（市計画）と地域福祉活動計画（市社協計画）を一体的に策定いたしました。

市民が相互に思いやりと支え合いの気持ちを持ちながら、また、市民と市・市社会福祉協議会等さまざまな主体が手をつなぎ、誰もが安心していきいきと暮らせる市民が主役のまちづくりを実現していきましょう。

なお、本計画の策定にあたりまして、慎重かつ熱心にご審議いただきました岐阜市地域福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、地域福祉計画策定基礎調査、地域福祉市民会議、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見などをいただきました多くの関係団体・市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

2015（平成 27）年 3 月

岐阜市長 細江 茂光

---



社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、本会におきましても「安心、安全なしあわせのまちづくり」を目指して、平成 16 年度に第 1 次の活動計画を策定し（5 年計画として平成 17 年度から実施）、ふれあい・いきいきサロンの拡大、支え合いマップづくり、福祉委員の設置などの事業を推進し、地域福祉の充実を図ってまいりました。

この活動計画は、行政計画である岐阜市地域福祉計画とともに地域福祉推進の両輪となる計画として、連携を図りながら推進してまいりましたが、今年度第 3 次の計画を策定するにあたり、目的を同じくする両計画がより一層有機的に連動し、行政とのパートナーシップのもとに理想の地域福祉の実現を目指すために計画を一本化することとなり、地域福祉推進計画として策定いたしました。

本市におきましても少子・高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加の一途をたどり、家族内の見守りや介護機能の低下、認知症の増加、災害時支援、生活困窮、地域からの孤立など様々な問題が深刻化しております。

このような状況のなか、平成 27 年度は介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援制度の施行と大きな転換期となります。この両制度においても地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者支援を通じた地域づくりと、地域での見守りや助け合いの重要性が大きなポイントとして示されています。

社会福祉協議会といたしましては、今後ますます重要となる地域福祉を中心となつてけん引していく団体として、行政との協力のもと、市民の皆様をはじめ関係機関・団体等との協働により、本計画に基づいて事業を推進してまいります。

最後になりますが、計画策定にあたり多くのご意見をお寄せいただきました市民の皆様や、多大なご協力をいただきました推進委員会委員をはじめ多くの関係者の方々に、厚くお礼を申しましてごあいさついたします。

2015（平成 27）年 3 月

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会会長 高木 信男

---

# 目次

第1章	<b>第1章 計画の概要</b>	
計画の概要	<b>1 計画策定の経緯</b>	1
	<b>2 この計画により、実現させたいこと</b>	2
	<b>3 この計画に定めること、計画の期間、位置づけ</b>	5
第2章	<b>第2章 この計画の基本的な考え方</b>	
この計画の基本的な考え方	<b>1 基本理念と基本目標</b>	9
	<b>2 まちづくりの主体像</b>	12
	<b>3 地域ごとの状況に応じた施策展開</b>	14
	<b>4 この計画を推進する市と市社協の役割分担</b>	16
第3章	<b>第3章 市及び市社協が実施する施策事業の体系</b>	17
市及び市社協が実施する施策事業の体系	<b>第4章 重点施策</b>	
	<b>1 重点施策立案の背景、意味・ねらい</b>	20
	<b>2 重点施策の内容</b>	
	<b>① 支え合い活動の基礎となる情報基盤整備</b>	22
	<b>② 支え合い活動を担う人材の養成</b>	26
	<b>③ 支え合い活動を担う団体への支援</b>	28
	<b>④ ボランティア・NPO支援機能の充実</b>	32
	<b>⑤ 公的な相談支援と地域福祉活動の協働</b>	34
第4章	<b>第5章 施策事業</b>	
重点施策	<b>1 「基本目標1 市民相互の支え合い（共助）の促進」に基づく市・市社協の施策事業</b>	
	(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進	36
	(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進	44
	<b>2 「基本目標2 公的な相談支援（公助）と共助との協働の推進」に基づく市・市社協の施策事業</b>	
	(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり	48
	(2) 協働による地域生活支援の充実	54
第5章	<b>第6章 計画の進行管理</b>	60
施策事業	<b>資料編</b>	
第6章	1. 計画策定の経緯	65
計画の進行管理	2. 本市の地域福祉を取り巻く状況	81